

お申込のご案内（お申込いただく前に、この頁と各コースのご案内と注意を必ずお読みください。）

※お申込みの際には必ず旅行条件書全文をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

【国内募集型企画旅行条件書】

●募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ジャパンホリデートラベル（大阪府知事登録旅行業第2-2181号以下「当社」といいます）が企画および募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

- （1）当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- （2）当社は電話、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込金をお支払いいただきます。
- （3）旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受理をしたときに成立いたします。
- （4）お申込金（おひとり）

旅行代金の額	申込金（お1人様）
10万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
5万円以上10万円未満	2万円以上旅行代金まで
2万円以上5万円未満	1万円以上旅行代金まで
2万円未満	5千円以上旅行代金まで

●お申込条件

健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

●取消料

旅行契約の解除日 （旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）	取消料
旅行契約締結後に解除する場合（下記を除く）	無料
20日前（日帰り旅行にあたっては10日前） 以降 ～8日前以前	旅行代金の20%
7日前以降～2日前以前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
当日の旅行開始前	旅行代金の50%
旅行開始後、又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金また、パンフレット等で注釈のないかぎり、航空機はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。送迎バス等の料金、観光料金、宿泊料金、食事料金。

●当社からの契約の解除（旅行開始前）

- （1）お客様が第7項（4）の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。
- （2）当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑧お客様が第4項（10）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- （3）当社は、本項（2）により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

●契約責任者による申込み

- （1）当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- （2）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- （3）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- （4）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●「旅程表」（確定書面）の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

●旅行代金の額の変更

- （1）利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- （2）前項（1）の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（以下「オーバーブッキング=過剰予約受付」といいます）による変更の場合を除き、当社はその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
- （3）前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- （4）運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が増え変わったときは、旅行代金の額を変更します。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2021年2月1日を基準としています。また旅行代金は、パンフレット等に明示した日を基準としています。

●個人情報の取り扱いについて

当社は、ご旅行その他の商品・サービスのお問い合わせやお申込みの際に、申込書（申込フォーム）への記載・入力、またはお電話、Eメール等での連絡によりご提供いただいた個人情報を、お客様との連絡のために利用させていただくほか、運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険関連サービスの提供業務のために必要な範囲内で利用させていただきます。

旅行企画・実施	大阪府知事登録旅行業 第2-2181
株式会社ジャパンホリデートラベル	
〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目2番123号	